

「門真市第3次障がい者計画」（素案）に対する意見募集について

市は、障害者基本法に基づく門真市第3次障がい者計画（平成27年度～平成32年度）を策定します。

市は、第2次障がい者計画において、将来像を「共に生きるまち門真 一人ひとりが主役となって」と定め、6つの基本目標に基づき様々な施策の充実に努めてきました。

この度、国における「障害者基本法」の改正、その改正に伴う「第3次障害者計画」の策定等に伴い、国等の動きを反映するため、本市における障がいのある人に関わる施策の基本方向について、全面的な見直しを行い、「門真市第3次障がい者計画（素案）」をまとめました。

この計画の素案についてパブリックコメント手続により、皆さんからの意見を募集します。

市は、皆さんからいただいた意見を素案に盛り込めるか検討を行い、意見の概要と意見への市の考え方を公表します。

1 提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に存する事務所又は事務所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する者

2 意見の提出方法

様式は自由としますが、案件名、住所、氏名及び電話番号を記入し、障がい福祉課へ直接又は郵送、FAX若しくはEメールにより提出してください。

※ 別記様式（意見等提出書）をご使用いただいても結構です。

3 縦覧・意見募集期間

平成27年1月8日（木）から同月28日（水）まで

※ 郵送提出の場合は、当日の消印有効

4 閲覧・意見書配布場所

障がい福祉課、情報コーナー（市役所別館）、南部市民センター、保健福祉センター、市民プラザ、公民館、文化会館及び図書館本館

5 意見提出・問合せ先

〒571-8585 門真市中町1-1 門真市役所 保健福祉部 障がい福祉課

電話：06-6902-6154（直通）

FAX：06-6905-9510（直通）

Eメールアドレス shofuku@city.kadoma.osaka.jp

※ 意見は原則として公開します。なお、直接の回答は行いません。

氏名などが明記されていない意見や、電話での意見は受付できません。